# 3 本間勝美議員

- 1 義務教育学校の設置について
- 2 小・中学校教育の充実について
- 3 運動公園施設の充実と管理について



# 1 義務教育学校の設置について

平成30年第4回岩内町議会定例会にあたり、志政クラブを代表し、3点にわたる一般質問を行います。

本年度の町教育行政執行方針で小中学校9年間を通じた教育課程の編成と地域の実情に応じた小中一貫教育の導入に向けた取組等を推進に掲げ、義務教育学校調査事業として業務委託料80万円を計上しました。私も、社会文教委員の視察で平成29年10月岩手県大槌町大槌学園、平成30年9月秋田県井川町立井川義務教育学校を視察してきました。教育現場経験者として、本町の教育諸課題は、学力の向上・家庭学習の定着関係では、9年間を見据えた中で統一した指導ができる学校体制の確立と保護者が家庭教育を推進できる教育環境の構築。問題行動・規範意識関係では、児童生徒の情報を9年間で教職員が共有し、その情報を最大限に活用し自主的に生命の大切さや自他を認め合う気持ちの育成だと思います。平成27年6月の学校教育法改正により、第38条により教育上有益かつ適切であると認める時は、義務教育学校の設置ができるとされています。

そこで伺いますが、義務教育学校は、学校教育法第38条に教育上有益かつ適切であると認める時に設置できるとされておりますが町長の現在の見解は。

- 2. 本年4月より義務教育学校の実現性について学校関係者で組織する岩内町学習環境推進計画検討委員会を設置し協議検討を行っていますが、メンバーと開催回数、協議内容など現時点での進捗状況はどのようになっていますか。
- 3. 視察した2校では開校までに5~6年かかっています。本町では、どのようなタイムスケジュールを考えていますか。開校時の学校規模は、どれ、どのくらいですか。
- 4. 義務教育学校の場合は、小中学校両方免許保有者が必要と考えるが、その人員確保についてはどのように考えますか。現在ある教員住宅の数はどのくらいありますか。後志管内だけでなく、新築やリフォームによる一戸建て住宅を確保し、広く全道からの志のある、やる気のある教員確保をしてはどうでしょうか。
- 5. 校舎は、一体型の新校舎の場合と旧校舎と新校舎併用の場合が考えられると思います。

その際生じる、他の校舎や体育館の活用法は、どのような考えがありますか。 また、現在ある4校の3年間の光熱費は、どのくらいかかっていますか。

基本計画策定の際、旧校舎の活用方法も同時進行で検討協議して、スペースがあるので、物置としての活用はすべきでないと考えますがどうでしょうか。

#### 町 長:

義務教育学校の設置について、5項目のご質問であります。

1項めは、義務教育学校は、学校教育法第38条に教育上有益かつ適切であると認めたときに、設置できるとされているが、町長の現在の見解は、についてであります。

義務教育学校につきましては、現在、教育委員会において、教育の諸課題への方策として、その実現性について、協議・検討が進められ、町としても、その経過について、報告を受けているところであり、義務教育を施す点においては、選択肢の1つと認識しております。

今後、教育委員会においては、地域とともにある学校づくりの観点から、さらなる協議、検討が進められると伺っておりますが、義務教育学校の設置につきましては、今後の町づくりに大きな影響を及ぼすことから、長期的な視点に立ち、町づくり、財政運営など、関連する部局において、あらゆる角度からの検討が必要と考えており、教育委員会と連携を密にし、調整を図りながら、総合的に判断しなければならないものと考えております。

#### 教育長:

義務教育学校の設置についてのご質問のうち、教育委員会に関する部分について、私からお答えいたします。

2項めは、岩内町学習環境推進計画検討委員会のメンバーと開催回数、協議 内容など、現時点での進捗状況は、についてであります。

岩内町学習環境推進計画検討委員会の委員につきましては、教育関係者のほか、PTA会長や保護者の方など、21名で構成されており、平成30年6月4日に検討委員会を設立後、11月末までの期間で、6回の検討委員会を開催しております。

検討委員会では、小学校から中学校への進学に関する課題の克服をはじめ、 義務教育9年間の発達段階を踏まえた系統性や連続性のある教育を推進することを目的とした、推進計画の策定を目指すとともに、学校施設についても、充 実した学びの環境を提供するために必要となる、学校施設の創設に向けた課題 や実現性などについての協議を進めているところであります。

検討委員会の進捗状況といたしましては、学校経営基本構想案を基に地域と一体になった学校づくりを進めるために重要となる、めざす子ども像や学校像などを検討する中で、検討委員会として推進する方向を施設一体型義務教育学校の導入と決め、現時点で想定できる範囲内での、施設のボリュームや建設候補地などについての決定をしているところであります。

3 項めは、どのようなタイムスケジュールを考えていますか、開校時の学校 規模は、についてであります。

今後の事業計画といたしましては、基本構想も含めた基本計画の策定を、平成31年度に進めるとともに、庁舎内に、施設一体型義務教育学校の導入に向けた様々な課題を解決するために必要となる、検討部会の設立を目指します。

なお、平成32年度以降の計画につきましては、今後設立を予定している、 種々の部会から提出される案件や保護者の方などに対して周知を行う中で交わ される、様々な意見などを参考に、検討委員会で熟議を重ねることにより、詳 細な事業計画が明確になってくるものと考えております。

次に、開校時の学校規模についてであります。

施設一体型義務教育学校の開校を、平成36年4月に想定した中で、児童生徒数の推移をもとに検討委員会で検討されている学校規模については学級数で、通常学級数が27学級、特別支援学級が13学級、合計で40学級となっております。

4項めは、義務教育学校の場合は、小中学校両方免許所有者が必要と考えるが、その人員確保はどう考えているのか、現在ある教育、教員住宅の数は、新築や一戸建て住宅を確保し、広く全道から志のある、やる気のある教員確保についてであります。

人員の確保はどう考えているのかについてでありますが、義務教育学校は、これまでの小学校6年、中学校3年という区切りではなく、9年という期間で編成される学校になることから、勤務する教職員については、原則、小中学校の両免許状を、併有することとなります。

こうしたことから、教職員の人員確保について、後志教育局に施設一体型義務教育学校についても確認を行ったところ、施設一体型義務教育学校であっても、基本的には前期課程が小学校相当、後期課程が中学校相当と分けられるた

め、小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程を指導できるものの、 両免許の併有が望ましいと回答を得ておりますが、現在の教職員が所有する免 許状で問題がないことから、教職員の人員確保についての問題は、発生しない ものと考えております。

次に、現在ある教員住宅の数は、についてであります。

教育委員会が管理している、利用可能な教員住宅の戸数といたしましては、 戸建て教員住宅8戸、集合教員住宅20戸、合計で28戸であります。

次に、新築や一戸建て住宅を確保し、広く全道から志のある、やる気のある 教員確保についてであります。

教育委員会といたしましては、施設一体型義務教育学校の導入を推進することは、町の将来、さらには、児童生徒の未来を大きく左右する重大な事業であることに加え、学校教育の成否は、教職員の資質能力に負うところが極めて大きいことも認識しております。

こうしたことから、確かな学力や豊かな心、健やかな体などの生きる力の育成や、いじめ、不登校など学校教育を巡る、様々な課題に対応できる教職員や 志のある教職員の確保などについては協議を慎重に進めるとともに、これらに 対応した教員住宅の在り方などについても検討してまいりたいと考えております。

5項めは、他の校舎や体育館の活用法は、4校の3年間の光熱水費はどのくらいかかっていますか、旧校舎の活用方法も同時進行で検討協議して、物置として活用は、すべきでないについてであります。

過去3年間の光熱水費は、平成27年度が約1,492万円、平成28年度が約1,586万円、平成29年度が約1,657万円であります。

次に、他の校舎や体育館の活用法は、と、旧校舎の活用方法も同時進行で検 討協議して、物置として活用は、すべきでないにつきましては、関連がありま すので、あわせてお答えいたします。

新規に学校を建て替えた場合、残った校舎の用途やその校舎に対する活用方法も含めた、具体の方向性等につきましては、大変重要なことと考えており、検討委員会をはじめ、様々な部会や関連する部署などと、慎重に協議を進めてまいりたいと考えております。

# く再質問>

義務教育学校、早期開校の立場で、再度伺いますが、町長の早い段階、決断がなければ実現しません。基本計画の策定を受けてからの判断では、開校時期が遅れます。

町長は、いつの時期に判断するおつもりですか。町長の任期中に判断する考えはありますか。

# 町 長:

義務教育学校の設置に係る町長の判断時期についてのご質問であります。 義務教育学校の設置につきましては、今後の町づくりに大きな影響を及ぼす ことから、長期的な視点に立ち、町づくり、財政運営など、関連する部局にお いて、あらゆる角度からの検討が必要と考えており、現時点で、判断時期を申 し上げることは出来ません。

# 2 小・中学校教育の充実について

変化の激しいこれからの社会で活躍できる人材を目指して、小中学校の新学習指導要領の全面実施が迫っています。小学校では、平成32年度から中学校では平成33年度から始まります。道徳の教育化・外国語活動や外国語学習の時間増など一連の大きな教育改革です。そこで伺いますが、1.学校における働き方改革については、教職員が健康で生き生きとやりがいを持って勤務しながら、学校教育の質を高められる環境整備することが児童生徒への指導を一層充実させることにつながります。しかしながら、現場経験者として改善するにはクリアしなければならない事項が数多くあるのも認識しています。

今年3月に北海道教育委員会は、学校における働き方改革、北海道アクション・プランを策定しました。学校・家庭・地域・行政が連携し、より教育活動に集中・専念できる環境づくりのため、平成32年度までに、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全校種ゼロにすることを目標に掲げています。岩内町における、1週間当たりの勤務時間数はどのようになっていますか。9月1日現在、後志管内すべての市町村で業務改善計画が策定されていると報じられています。そこで、伺いますが、岩内町における業務改善計画の内容と保護者や地域の方々への理解と協力はどうなっていますか。

- 2. 後志管内では、平成23年度よりフッ化物洗口によるうがいの集団実施が小学校、幼稚園、保育所で始まりました。岩内町でも平成27年度より、フッ化物洗口が始まりましたが、管内における状況、実施状況は、現在どのようになっていますか。また、フッ化物洗口に用いる洗口液は、薬事法の許可・承認を得た医薬品、ミラノール・オラブリスと試薬があります。導入当初よりその安全性をめぐって賛否両論がある自治体の対応もまちまちだと思います。現在、各町村で使用している洗口液は、どんなものを使用していますか。今年度より、京極町や共和町において、試薬から医薬品に変更している状況は、把握しているでしょうか。岩内町では、試薬は北海道フッ化物洗口ガイドブックに基づき、歯科医師の指示のもと、薬剤師が安全計量・分包するのであれば、問題ないとの認識ですが、安全性の高い医薬品への変更は考えられないでしょうか。
- 3. 先日公表された平成30年度、学力学習状況調査の結果を受け、岩内町の小学生・中学生の現状と分析は、どのようにされ、具体的な学力向上策はどんな内容ですか。また、来年度は中学校に英語の調査が加わりますが、調査内容はどのようなものでしょうか。
- 4. 町内小中学校から月例報告を受け、教育委員会は不登校児童・生徒数を把握していますが、過去3年間の不登校児童・生徒数の推移はどのような数でしょうか。また、つばさ教室に通学し、学校に復帰できたケースはありますか。学校現場では、担任や管理職による家庭訪問などを行っていますが、学校でのひきこもりになっているケースもあると聞いています。学校・教育委員会・家庭との連携を深め、不登校児童・生徒にならない取組の強化が必要でないでしょうか。

#### 教育長:

小中学校教育の充実について、4項目にわたる、ご質問であります。

1項めは、1週間の勤務時間数と岩内町における業務改善計画の内容と、保護者や地域の方々への理解と協力は、どうなっていますかについてであります。

本町に勤務する教職員の勤務実態につきましては、町としての勤務実態に関する調査、記録等はございませんが、近年、学校が抱える課題の多様化や複雑化に伴って、全国の状況や北海道の状況と同様に長時間勤務を余儀なくされている教職員が多くいるものと認識いたしております。

こうしたことから、教職員の長時間労働の改善に努め、教職員が授業や授業準備などに集中し、健康でやりがいをもって勤務しながら、様々な教育課題に対応し、教育の質を高めることができる、環境を構築することを目的とした、岩内町立学校における働き方改革アクション・プランを策定し、教育委員会と学校が連携を深めながら、教職員の働き方改革に向けた取組を推進しているところであります。

このアクション・プランの内容といたしましては、行動計画の目標を、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員をゼロにする。

部活休養日を全ての部活動で実施する。

定時退勤日を月2回設ける。

時間外縮減週間を年2回設けると定め、これらの目標を達成するための具体的な取組として、月2回の定時退勤日や年2回の時間外勤務等縮減週間の設定、 夏季休業及び冬季休業期間の学校閉庁日の設定などの内容となっております。

また、アクション・プランを推進するためには、学校、家庭、地域の連携協力の基礎となる、信頼関係や共通認識の構築が重要であることから、取組についての理解を保護者や地域住民などに深めてもらうため、町のホームページや学校だよりなどを活用し、普及啓発に努めているところであります。

2項めは、フッ化物洗口について、現在、各町村で使用している洗口液はどのようなものを使用していますか、京極町や共和町において、試薬から医薬品に変更している状況は把握していますか、安全性の高い医薬品への変更は考えられないですかについてであります。

各町村で使用している洗口液の種類につきましては、公式に集計され、公表 されたデータは確認できないことから、正確な状況を把握するには至っており ません

次に、京極町や共和町において試薬から医薬品に変更している状況は把握しているかについてであります。

京極町や共和町において試薬から医薬品に変更している状況は把握しておりません。

次に、安全性の高い医薬品への変更は考えられないのかについてであります。 教育委員会では、養護教諭と教育委員会で構成される学校保健委員会におい て、洗口液をつくる際に使用するフッ化物洗浄剤の安全性について協議・検討 を行い、後志総合振興局や後志歯科医師会等の意見を参考にフッ化ナトリウム 試薬を選択したところであります。

また、洗口液につきましては、町内でフッ化物の調合が、可能な薬剤師を有している薬局に依頼し、薬局の中で薬剤師が、劇薬指定除外の濃度に希釈し、学校に運び込んで使用しております。

これまでの期間、学校において養護教諭等から洗口液の危険性や使用に関しての問題等の報告もない状況であり、教育委員会といたしましては、フッ化物洗口に使用する洗口液に関する安全性は確保されていると考えていることから、現時点での変更は考えておりません。

3項めは、平成30年度学力学習状況調査の結果を受け、現状と分析はどのようにされ、具体的な学力向上策はどのような内容ですか、来年度から中学校の、全国学力学習状況調査に加わる、英語の調査内容はについてであります。

平成30年度全国学力学習状況調査における、小中学校の教科に関する調査結果では、ほとんどの項目において、全国及び全道の平均正答率より低く、中でも算数・数学においては低い結果でありました。

しかしながら、後志教育局が独自に管内の分析を行った結果から、岩内町は総合的に以前と比べ、確実に学力は向上しているとの評価を受けております。

しかし、まだ、全道の、全国・全道の平均に達していないことから、小中学校におきましては、問題ごとの正答率や誤答、無解答の出現状況を明らかにし、児童生徒一人一人の解答状況や、つまずきの分析を行い、成果と課題を明確にしながら、普段の授業における指導方法の工夫改善につなげるとともに、個に応じた指導や放課後及び長期休業中の補充的な学習を行うことにより、基礎学力のさらなる定着を図る取り組みを行っております。

教育委員会といたしましても、各学校において学習意欲の向上に繋がる、分かりやすい授業を推進するため、教員の定数加配や学習支援員の配置によるきめ細かな指導や後志教育局の指導監などによる助言、学力向上に関する情報の提供などを行い、児童生徒の学力水準の向上に努めているところであります。

次に、来年度から中学校の全国学力学習状況調査に加わる英語の調査内容は についてであります。

来年度から実施される英語の調査内容といたしましては、聞くこと、読むこと、書くこと、話すことを問う問題を出題し、聞くこと、読むこと、書くことについては記述式の問題とし、話すことを問う問題はパソコンを利用しての、口述式によるものとした内容となっております。

4項めは、過去3年間の不登校児童生徒数の推移と、つばさ教室に通学し、 学校に復帰したケースはありますか、また、学校・教育委員会・家庭との連携 を深め不登校児童生徒にならない取組の強化が、必要ではないかについてであ ります。

過去3年間の不登校児童生徒数の推移といたしましては、平成27年度では14名、平成28年度では21名、平成29年度では21名となっております。 次に、つばさ教室に通級し、学校に復帰したケースはありますかについてであります。

つばさ教室では、不登校児童生徒の個々の能力に応じた学習支援や体験活動、 相談活動などを通じながら、学校復帰や自立に向けた取り組みを推進しており ますが、過去に学校へ完全に復帰したケースはございません。

しかしながら、平成30年度には、つばさ教室に通級しながら、学校へ月2 日程度登校できるようになったケースもございます。

次に、学校、教育委員会、家庭との連携を深め、不登校児童生徒にならない 取組の強化についてであります。

教育委員会といたしましては、不登校の未然防止のためには、児童生徒一人 一人の、心の状態にしっかりと目を向け、児童生徒に寄り添った、きめ細かで 温かい指導が重要なことに加え、不登校のサインとなる登校しぶりの状況が見られた際には、学校内での対策会議などを開催し、保護者やスクールカウンセラーとも緊密な連携を図り、早期の支援に取り組むことができる、学校体制の構築が重要であると考えております。

こうしたことから、現在も実施している、関係機関とのネットワークを強化することはもとより、教職員が一丸となって、様々な問題を抱えている児童生徒が置かれた環境へ指導協力を行うと共に、スクールソーシャルワーカーの導入なども含めた、新たな取り組みの可能性についても、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

# く再質問>

(1)、1番目です。

学校における働き方改革について回答をいただきましたが、学校現場は、様々な教育改革やIT技術や人工知能に関わる技術など、情報機器の進歩などで益々忙しくなっていると思います。学校閉庁日を設け、長期休養中に有給休暇、年休を取って休むのではなく、夏季休暇のような勤務を、要しない日に、できないものでしょうか。

札幌市などでは、夏季休暇を3日から5日にしていると聞いております。また、中学校の教員では、部活動指導による時間外勤務が相当数あります。指導日を制限するのではなく、外部指導者の数をしっかり確保する手立ても必要と考えます。さらに、教頭の業務の1つとなっている、祝日の国旗掲揚も年間掲揚にはできないものでしょうか。再度、伺います。

2、岩内町は、洗口液の関係です。

岩内町は、導入時、洗口液は、私の記憶では、医薬品、オラブリスだと思いますが、1年後に現在使用しているフッ化ナトリウム試薬に変更になりました。変更の理由はなぜでしょうか。

安全性をめぐって賛否両論があり、各町村の対応もまちまちです。今年度より、京極町や共和町において、試薬から医薬品に変更しています。管内で、フッ化ナトリウム試薬を使用している町村も少ないことから、安全性の高い医薬品への変更は考えられないでしょうか。

#### 教育長:

小中学校教育の充実に関する、4項目にわたる再質問については、私からお答えいたします。

1項めは、学校閉庁日を設け長期休業中に有給休暇を取って休むのではなく、 夏季休暇のような勤務を要しない日にできないのかについてであります。

教職員につきましては、北海道職員であることから、勤務体系などの変更について、町として実施することはできません。

2項めは、部活動の外部指導者の確保する手立ても必要と考えますかについてであります。

部活動に携わる教員の負担軽減を図るため、外部指導者の活用は有効であると考えることから、今後、北海道が進める部活動指導員配置推進事業やスクール・サポート・スタッフを含めた専門スタッフの派遣について、国や道の動向を注視しながら検討を進めてまいります。

3項めは、フッ化物洗口液の変更理由についてであります。

フッ化物洗浄剤の種類の決定は、自治体の判断に委ねられていることから、 学校保健委員会において、岩内町は薬剤師が調合している洗口液の安全性は確 保されているため、北海道で推奨している試薬に変更したところであります。

4項めは、安全性の高い医薬品への変更は検討できないでしょうかについて であります。

これまでの期間、学校において養護教諭等から洗口液の危険性や使用に関しての問題等の報告もない状況であり、こうしたことから、教育委員会といたしましては、現時点でフッ化物洗浄剤を変更する必要はないものと考えております。

※再質問中、2項めの質問のうち、教頭の業務については、最初の質問との関連がないため、教育長答弁はしておりません。

# 3 運動公園施設の充実と管理について

平成27年度の私の一般質問を受け、サッカー場のフェンスや陸上競技場内の 鉄の扉、遊具の改修、ハイ松の剪定などを行い、利用しやすく、なり景観もかな り良くなりました。

また、公園内の木々も継続して現地確認し、植生状態を把握し、維持管理に努めると回答してます。

そこで、伺いますが、公園内の木々が風による倒木、根っこよりめくれあがったままの状態で点在したり、利用者からは、ハイ松がうっそうと茂り、スズメバチが発生したとの話も聞いています。

現状の把握と今後の対応は、どのように計画されていますか。

- 2. 過去3年間の岩内運動公園施設、テニスコート、弓道場、野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、多目的広場、利用状況について伺います。
- 3. 今年で15回目となる岩内町長杯全道少年U-10サッカー南北海道大会では、毎年24チーム320名程度が岩内町に来ております。選手はじめ、保護者・関係者の宿泊や弁当などで経済効果もかなりあると思います。

そこで伺いますが、3会場で使用するサッカーゴール1組がかなり古く危険な状態であり、毎年小樽望洋台サッカー場より運んで来ていると聞いています。現在ある、少年用サッカーゴールの購入年月日はいつなのか。さらに、芝会場のラインに、石灰を利用し、石灰を利用していますが、過去に石灰によるライン引きで芝の盛り上がり補修した経緯があります。少年サッカーゴールやペンキ式のラインカーは、金額的にもそれほど高額ではないことから、新規購入し、未来ある子どもたちのために投資してはどうでしょうか。

また、芝の管理と維持についても、芝が長すぎてつまずきやすいと苦情が聞かれています。芝の水やり、施肥や活性化のエアーレーションなどは、どのような内容で行われていますか。全道でも有名なU-10サッカー大会でもあり、今以上に素晴らしい大会にするために施設投資や維持管理にもっと力を入れるべきと考えますがどうでしょうか。

4. 陸上競技場は、今年度、一中の体育大会や高校や中学校の部活動、陸上少年団の練習、町民陸上大会で使用していると思います。陸上競技場の公認申請は、5年毎に施設の見直しをすると聞いています。昭和57年2種公認、平成19年度4種公認の施設に格下げとなりました。2種公認から4種公認の格下げに伴い、備品の設置要綱も大きく変わったと思います。その際、使わなくなった備品の保管・廃棄状況はどのようになっていますか。現在の公認はどのようになっておりますでしょうか。

#### 町 長:

運動公園施設の充実と管理について、4項目のご質問であります。

1項めは、公園内の木々の現状把握と対応は、どのように計画されていますか、についてであります。

本年9月4日から5日にかけて本町に接近した台風21号の影響により、町内各所で倒木などの被害が発生し、公園内の12か所でポプラなどの倒木があり、このうち、利用上の支障となったり、危険性の高い駐車場の入り口など9箇所は、数日のうちに撤去、処理しております。

現時点で残されている倒木は、SL及び遊具のある遊戯広場北側の川沿いのものですが、撤去処理には重機車両の出動が必要となり、走行により、遊技広場の芝生を傷めるなどの支障があり、敷鉄板で対策を講じると費用がかさむことや、現場の状況も緊急を要するまでに至っていないことから、ある程度の積雪深となり、雪を踏み固めて重機車両が走行できる時期を待って撤去することとしております。

また、ハイマツなど公園内の樹木の維持管理については、これまでも委託業務の中で、公園内を見回り、植生状態を確認して、必要において、応じて、剪定を実施しているほか、大がかりな剪定が必要な場合は別発注して対応しているところであります。

しかしながら、ご指摘のスズメバチによる被害のほか、景観の悪化や繁殖期のカラスによる被害、さらには暴風による倒木も懸念されるところでありますので、今後につきましては、見回りによる状態確認を徹底、強化し、公園内の問題となる事象を迅速に把握して、予防的な措置も含めた対応を的確に行うなど、なお一層、利用者が快適に安心して利用できるよう、適正な維持管理に努めてまいります。

2項めは、過去3年間の岩内運動公園施設の利用状況についてであります。 平成27年は、テニスコートが382人、弓道場が125人、野球場が2, 474人、陸上競技場が4,009人、サッカー・ラグビー場が5,437人、 多目的広場が2,931人で、全体の計は1万5,358人。

平成28年は、テニスコートが256人、弓道場が52人、野球場が1,081人、陸上競技場が4,169人、サッカー・ラグビー場が5,057人、多目的広場が2,846人で、全体の計は1万3,461人。

平成29年は、テニスコートが292人、弓道場が58人、野球場が2,308人、陸上競技場が4,009人、サッカー・ラグビー場が4,644人、 多目的広場が2,931人で、全体の計は1万4,242人となっております。

3項めは、少年用サッカーゴールの購入年月日はいつなのか、サッカーゴール、ラインカーを購入し、未来ある子どもたちに投資してはどうでしょうか、芝の維持と管理はどのような内容で行われていますか、岩内町長杯全道少年U-10サッカー南北海道大会を今以上に素晴らしい大会にするため、設備投資や維持管理にもっと力を入れるべきと考えますがどうでしょうか、についてであります。

今年で15回目を数えた岩内町長杯全道少年U-10南北海道大会は、毎年多くの方々が本町を訪れ、小学校4年生以下の子どもたちが元気いっぱいのプレーを繰り広げるなど、盛況に開催され、広く町民の皆さんにも親しまれる大会となっております。

本大会では、サッカー・ラグビー場に2面、臨時的に陸上競技場に1面の計3面のフィールドを設けて開催しており、使用する少年用のサッカーゴールは、施設の備品としては平成21年7月17日に購入した2組であるため、不足する1組は主催者側の北海道文化放送が用意されているとのことであり、大会の開催には支障がないものと認識しております。また、サッカー・ラグビー場でとれる少年用のサッカーフィールドは2面までということから、現在のところは、少年用サッカーゴールを追加購入することは考えておりません。

なお、ペンキ式ラインカーの購入については、関係者からのお話を伺いながら、石灰のものとの性能差や効果などを把握し、購入の必要性について検討してまいります。

サッカー・ラグビー場の芝の管理につきましては、芝ピッチの更新と維持管理を、専門業者の助言を基に、委託業務により実施しておりますが、今年度の内容は、芝の水やりが6月から8月の間で15回、施肥は、1平米あたり複合肥料20gを目安に年4回、バーチドレン機を用いた土壌軟化施工法によりエアレーションを1回、芝刈り込みは、ほぼ毎週の29回を実施したほか、目土散布、種子の追播、施薬を実施し、良好なコンディションを保ち、利用者が楽しくプレーできるよう努めてきたところであります。

今後の設備投資や維持管理につきましては、本大会はすっかり町に定着し、 少年サッカーの全道交流の場として、多くの方から愛される大会となっており、 今後とも良好な状態で大会が開催できるよう、引き続き、サッカー・ラグビー 場の適切な設備投資、維持管理に配意してまいります。

4項めは、陸上競技場の2種公認から4種公認の格下げに伴い、使用しなくなった備品の保管・廃棄状況はどのようになっていますか、現在の公認はどうのようになっていますか、についてであります。

運動公園内の陸上競技場は、昭和57年の新設の際は、2種として新規公認され、その後、平成9年に3種公認に変更され、平成19年には4種公認に、さらには昨年11月以降は非公認の競技場になっております。

これは、公認の継続に必要な設備や備品等の設置基準を満たすことができなかったことによるものです。

2種公認から3種公認に、3種公認から4種公認となった際には、設置が義務づけられる備品の品目や数量が減り、非公認の場合は備品の設置が義務づけられませんが、現有施設は維持していくこととしていますので、直ちに所有する備品を廃棄するのではなく、使用できる備品は本部席に併設された倉庫に保管し、使用に耐えられなくなった備品は、その都度、廃棄しているところであります。

なお、棒高跳び用のマットについては、以前から旧勤労青少年ホーム体育館にて保管しておりますが、傷みが激しいため、できるだけ早い時期に処分したいと考えております。

# く再質問>

1、全道でも有名なU-10のサッカー大会ではあります。今以上に素晴らしい大会にするためにも、少年用サッカーゴール、ラインカー、ペンキ式、ぜひ必要と考えますので、よろしくお願いしたいと思います。

4、陸上競技場の練習を積み重ね、今年度も、今年も、全国小学生陸上競技交流会、走り高跳びで東小学校の児童が優勝しております。岩内町から、陸上競技で素晴らしい結果を残している子どもたちがたくさんいます。陸上競技場の公認申請は、5年ごと手続きをしますが、今回、公認申請をしなかった最大の理由はなぜでしょうか。再度伺います。

また、使わなくなった備品、特にハードルですけども、サッカーゴール保管庫に、まだ、残っておりますが、撤去できないものでしょうか。

#### 町 長:

運動公園施設の充実と管理について、2項目のご質問であります。

1項めの、陸上競技場の公認申請をしなかった最大の理由は何かについてであります。

陸上関係団体との協議を踏まえ、管内の公認陸上競技場の位置関係を把握し、 町の財政状況等を踏まえ総合的に判断した結果、公認申請を見送ったところで あります。

2項めの、サッカー場倉庫内にあるハードルを撤去できないかについてであります。

備品の廃棄については、これまでも、関係団体との協議のうえ実施してきた ところであり、今後についても充分な協議により判断してまいります。